



## 介護保険料のお知らせ

### 所得段階別 介護保険料

65歳以上の  
皆さんへ

65歳以上の人の介護保険料は、必要な介護サービスの費用に応じて3年ごとに見直します。平成30年度から、下記のとおり改定しました。前年の所得状況などに応じて、次の12段階のいずれかの保険料を納めることになります。

段階	対象		基準額に対する割合	年間の保険料
1	本人が 市民税非課税	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税の人	0.30倍	2万2,680円
		本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人		
		本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の人		
2	本人が 市民税非課税	第1・2段階に該当しない人	0.65倍	4万9,140円
3		世帯の誰かが 市民税課税	0.70倍	5万2,920円
4			本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.85倍
5	本人が 市民税課税	第4段階に該当しない人	基準額	7万5,600円
6		本人の合計所得金額が125万円未満の人	1.15倍	8万6,940円
7		125万円以上200万円未満の人	1.25倍	9万4,500円
8		200万円以上300万円未満の人	1.50倍	11万3,400円
9		300万円以上500万円未満の人	1.55倍	11万7,180円
10		500万円以上700万円未満の人	1.75倍	13万2,300円
11		700万円以上900万円未満の人	1.85倍	13万9,860円
12	900万円以上の人	2.00倍	15万1,200円	

### 保険料通知と納付方法

65歳以上の  
皆さんへ

年間の保険料は、7月中旬に送付する「介護保険料納入通知書」でお知らせします。

#### ◆普通徴収（納付書払い、口座振替）の場合

通知書に納付方法と納付期限が記載されています。保険料年額を8回に分けて納付します。納付期限は国民健康保険税と同じです。（9ページ参照）10月から特別徴収になる人は、7～9月の3期分を同封の納付書か口座振替で納付してください。

#### ◆特別徴収（年金からの天引き）の場合

年金支給月に、特別徴収の対象となる年金から徴収します。納付方法は変更できません。

※65歳を迎えたばかりの人や他市町村から転入した人は、一定期間、特別徴収ができません。この期間の保険料については、普通徴収になります。

介護サービスを利用する皆さんへ

#### 介護保険の自己負担割合が変わります

8月1日から、**現役並みの所得のある人**の自己負担割合が**3割**になります。

要介護・要支援認定を受けた人全員に利用者負担割合を記載した「介護保険負担割合証」を7月末までに送ります。8月からは新しい割合証を使ってください。

対象		自己負担割合
単身世帯	合計所得金額が220万円以上で、「年金収入＋その他の合計所得金額」が340万円以上	3割負担
	合計所得金額160万円以上で、「年金収入＋その他の合計所得金額」が280万円以上	2割負担
2人以上世帯	本人の合計所得金額220万円以上で、同じ世帯の65歳以上の人の「年金収入＋その他の合計所得金額」が463万円以上	3割負担
	本人の合計所得金額160万円以上で、同じ世帯の65歳以上の人の「年金収入＋その他の合計所得金額」が346万円以上	2割負担
上記以外の人		1割負担

問合せ 介護保険課 ☎ 20・5715